

ニュージーランド商標法等の一部改正（2020年1月13日施行）

2019年11月13日、ニュージーランドの規制システム（経済開発）修正法案 No. 2 は、英国王室の同意を得て制定に至った¹⁾。同法案は2020年1月13日に施行の予定である。この法案は、商標法、地理的表示登録法、植物品種登録法等の多くの法律の改正を含むが、以下、商標法の主要改正事項に限定して紹介する。

1. 商標登録更新期限の猶予期間の短縮化

商標権の存続期間の更新登録は、原則、商標権の存続期間の満了日1年前から当該満了日までの間に行わなくてはならない。

しかし、上記更新登録可能な期間内に更新手続きが行われなかった場合でも、現行法では、当該満了日から1年以内（猶予期間）であれば更新可能である。

2020年1月13日施行の改正商標法では、猶予期間は、現行の1年から6カ月に短縮される。

ただし、2020年1月12日までに商標権の存続期間が満了する商標権については、現行通りの1年の猶予期間が与えられる。2020年1月13日若しくはその後に商標権の存続期間が満了する商標権についてのみ、改正商標法が適用され、猶予期間は6カ月となる。

2. 猶予期間中のステータスの変更

現行法では、商標権の存続期間満了日までに更新手続きが行われなかった場合には、猶予期間中、その商標権に「期限切れだが回復可能 “Expired but restorable” 」というステータスが付与されていた。

改正商標法では、猶予期間中のステータスは、「登録済み（過去の有効期限） ” Registered (past expiry date) ” 」という名称に変更される。

3. 不使用取消事件における知財庁及び裁判所の裁量禁止

2017年2月21日、ニュージーランド最高裁判所は、クロコダイル v. ラコステ不使用取消事件 (Crocodile International Pte Ltd v Lacoste) において、最高裁は、未使用の要件を満たした登録商標についてその登録を維持する裁量権 (Residual discretion) を裁判所が持つことはない、判断した²⁾。

この事件を受けて、改正商標法は、不使用取消事由を満たした場合でも知財庁又は裁判所が裁量にて商標登録を維持する判断を行うこともあった従来実務を変更することを明文化した。具体的には、改正法施行後、登録商標の不使用の事実があり、かつ

当該不使用につき合理的な釈明がない場合には、裁量の余地なく、商標登録は取り消されることとなる。

4. 認証マークと商標との間における同一指定商品・役務の重複登録禁止

改正商標法は、認証マークの権利者は、同一の指定商品・役務の範囲で通常の商標を登録できないことを明文化した。同様に、通常の商標権者も、同一の指定商品・役務の範囲で認証マークを登録できない。認証マークは、当該マークを使用している商品又は役務が、特定の起源、材料、製法、品質、精度、性能またはその他の特性であることを認証する標識である。具体例としては、“Buy New Zealand Made”あるいは“energy star”を挙げることができる³⁾。

参考

- 1) <https://www.iponz.govt.nz/news/update-on-regulatory-systems-economic-development-amendment-no-2-bill/>
- 2) <https://www.courtsofnz.govt.nz/cases/crocodile-international-pte-ltd-v-lacoste/@@images/fileDecision>
- 3) <https://www.lawsociety.org.nz/lawtalk/lawtalk-archives/issue-864/certification-marks-for-non-traders-only>

以上

文責：弁理士・長谷川洋